

報告第18号

下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、
翌年度に繰り越して使用できる経費について別紙計算書のとおり報告する。

令和元年6月14日提出

市川市長 村越祐民

平成30年度市川市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

会計名	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
下水道事業会計	資本的支出	建設改良費	公共下水道整備雨水事業	円 395,162,337	円 103,217,817	円 291,944,520
			公共下水道整備汚水事業	3,359,614,280	1,593,296,160	1,766,318,120
			下水道総合地震対策事業	569,591,920	215,197,680	354,394,240
			内水浸水対策事業	35,100,000	0	35,100,000
			西浦下水処理場建設費負担金	101,290,000	89,067,263	12,222,737

予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	説明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定 留保資金等		
円	円	円	円	円	
217,300,000	74,250,000	0	394,520	0	対象工事において電柱及び架空線の移設に不測の日数を要したこと等により年度内の完成が見込めないため繰り越すもの
1,434,700,000	323,970,000	0	7,648,120	0	対象工事において支障となる他企業管移設工事(ガス・水道)に不測の日数を要したこと等により年度内の完成が見込めないため繰り越すもの
225,200,000	129,000,000	0	194,240	0	対象工事において人孔の施工時期の調整に不測の日数を要したこと等により年度内の完成が見込めないため繰り越すもの
0	5,500,000	0	29,600,000	0	対象委託において当初入札が不調となり、再度入札を行ったことにより契約時期が遅れ、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの
12,000,000	0	0	222,737	0	本市が建設費の一部を負担する船橋市の事業において年度内の完成が見込めないため繰り越すもの